

虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針

1. 虐待防止に関する基本的考え方

養護老人ホーム楽生園及び特定施設入居者生活介護事業所楽生園（以下「施設」という。）では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、入居者・利用者様（以下「入居者」という。）の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行わない。

（1） 身体的虐待

身体に痣、傷、痛みなどを与える外傷が生じ、または、生じるおそれがある暴力を加えること。

（2） 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、入居者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

（3） 心理的虐待

入居者に対する著しい暴言、または、無視や著しく拒絶的な態度、心理的に入居者に苦痛を与える言動を行うこと。

（4） 性的虐待

入居者にわいせつな行為をすること、または、入居者にわいせつな行為を強要させること。

（5） 経済的虐待

入居者の同意なしに金銭を使用する、または入居者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2. 身体拘束等の適正化のための基本的考え方

養護老人ホーム楽生園及び特定施設入居者生活介護事業所楽生園（以下「施設」という。）では、身体拘束は、入居者・利用者（以下「入居者」という。）の生活の自由を制限するものであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものであるという認識のもと、入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち身体的拘束をしない支援の実施に努める。

- (1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止
原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）
- (2) 身体拘束等を行う基準
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の 3 要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。
 - ①切迫性
入居者本人、または、他の入居者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ②非代替性
身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
 - ③一時性
身体拘束が一時的であること。
- (3) 日常的支援における留意事項
身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組む。
 - ① 入居者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
 - ② 言葉や応対等で入居者の精神的な自由を妨げないよう努める。
 - ③ 入居者の思いをくみ取る、入居者の意向に沿った支援を提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応する。
 - ④ 入居者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
 - ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束・虐待防止委員会において検討する。
 - ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準じる行為が行っていないか、常に振り返りながら入居者に主体性な生活をしていただけるよう努める。

3. 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための検討委員会設置及び委員構成

- (1) 施設では、虐待発生防止及び身体拘束等の適正化に努める観点から委員会を設置する。
- (2) 虐待防止に努める観点から、身体拘束適正化と一体的に開催し、「虐待防止及び身体拘束等適正化のための検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は施設の施設長・管理者とし、委員会構成については以下のとおりとする。
 - ① 施設長・管理者

- ② 生活相談員
 - ③ 介護支援専門員
 - ④ 看護師
 - ⑤ 介護員
 - ⑥ 支援員
 - ⑦ その他施設長・管理者が必要と認める者
- (3) 虐待防止担当者及び身体拘束等の適正化対策担当は、施設生活相談員を当てる。
- (4) 委員長には、施設長並びに管理者をあてる。
- (5) 委員会は3ヶ月毎とし、開催時期は、概ね4月・7月・10月・1月とする。
また、委員から開催の要請ほか、必要に応じ開催する。
- (6) 委員会の議題は、以下のような内容を基本とし、委員長が定めます。
- ① 施設内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ② 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - ③ 身体拘束廃止に関する職員への指導
 - ④ 提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりがねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関すること。
 - ⑤ 施設職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること。
 - ⑥ 虐待防止のための指針、マニュアル整備に関すること。
 - ⑦ 職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ⑧ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - ⑨ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4. 虐待防止及び身体拘束等適正化のための職員研修

- (1) 職員に対する虐待防止及び身体拘束等適正化のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止及び身体拘束等の適正化を徹底する。
- (2) 委員長は研修を年2回以上計画し、虐待防止研修は概ね7月・1月に、身体拘束等適正化のための研修を概ね8月・2月に実施する。
なお、翌年の研修計画は、原則1月開催の委員会時に研修計画を立案する。

- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

5. やむを得ず身体拘束を行なう場合の対応

入居者の生命、または、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない場合になった場合は、委員会を中心として、拘束による入居者の損害や、拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行なうことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素を満たしているかについて協議する。

(2) 入居者や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所を詳細に説明し、様式第1号により同意を得る。

(3) 記録と再検討

心身の状態を観察し、身体拘束の早期解除に向けて随時検討し、様式第2号により記録をする。

(4) 身体拘束の解除

身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに解除し、入居者や家族に報告する。

【身体拘束の対象となる具体的な行為】

1. 一人歩きしないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
4. 車椅子・椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける。
5. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
6. 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
7. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
8. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用される。
9. 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

6. 虐待が疑われる事案等があった場合の対応

(1) 職員の通報

職員は、虐待を受けた入居者や虐待を受けた可能性のある入居者を発見した場合、虐待防止責任者、または、虐待防止担当者に速やかに報告する。

(2) 虐待防止責任者、虐待防止担当者の対応

職員から報告を受けた時、可能である限りにおいて対象者からの聴き取りを行い、記録・撮影等を行う。

また、速やかに市の虐待防止窓口への報告と、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための検討委員会へ報告を行う。

(3) 市による事実確認への協力

通報により関係機関による調査がある場合は、事実確認に協力し虐待の早期の解明に向けて対応する。

(4) 本人や家族への対応

虐待を受けた入居者の安全確保を最優先とし、対象者が安心できる環境づくりに最大の配慮を行う。

虐待事案の発生から対応状況などを対象者やその家族には適切に説明を行い、誠意を尽くすとともに、必要十分な謝罪を行う。

7. 原因の分析と再発防止の取り組み

(1) 調査と原因分析

職員による虐待が明らかになった場合は、委員会が該当職員から虐待の動機、背景、経過など細密に聴き取りをし、必要な調査を行う。

調査後は速やかに原因分析を行い文書として記録し、全職員に報告を行う。

また、様々な聴き取り内容や経過等は虐待事案記録として残し、保管する。

(2) 職員等の処分

虐待を行った職員には、就業規則に基づき厳正な処分を実施する。

処分の判断は理事長または理事会で協議し決定する。

(3) 再発防止への行動

処分を受けた職員には、虐待防止に関する教育や人権擁護や職業倫理に関する教育など必要に応じて受講させ、再発防止教育を徹底する。

職員には虐待事案の内容を周知し、再発防止に向けての対策を検討し防止策を講じる。

また、研修を実施し再発防止に努める。

8. 情報公開

本指針は公表し、入居者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

附則

身体拘束・虐待防止のための指針（令和6年4月1日制定）を、令和8年1月31日
廃止とする。

虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針を、令和8年2月1日から施行する。